

川西市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 38 号

川西市事務分掌規則の一部を改正する規則

川西市事務分掌規則（昭和42年川西市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
第3条 本庁機関（福祉事務所を除く。第5条第1項及び別表第1において同じ。）に次の課を置く。		第3条 本庁機関（福祉事務所を除く。第5条第1項及び別表第1において同じ。）に次の課を置く。	
部	課	部	課
(略)		(略)	
市民環境部	生活安全課	市民環境部	生活安全課
	市民課		市民課
	産業振興課		産業振興課
	文化・観光・スポーツ課		
	環境政策課		環境政策課
	生涯学習課		
		生涯学習部	生涯学習政策課
			観光・文化財課

(略)	

(事務分掌)

第7条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。ただし、臨時又は特別の事務を処理する必要がある場合又は国、県及び他の公共団体等に係る事業で特に連絡調整を必要とするものについての分掌は、特命事項としてその都度市長が別に定める。

市長公室

参画協働課

- (1)～(4) (略)
- (5) 部内の総合調整に関すること。
- (6) 部及び課の庶務に関すること。

広報広聴課 (略)

秘書課

- (1)～(8) (略)
- (9) 課の庶務に関すること。

人権推進多文化共生課 (略)

企画財政部

企画政策課

- (1)～(4) (略)
- (5) 川西市ふるさとづくり寄附金の推進に関すること。
- (6) 川西市ふるさとづくり基金に関すること。

(7)～(15) (略)

	文化・スポーツ課
(略)	

(事務分掌)

第7条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。ただし、臨時又は特別の事務を処理する必要がある場合又は国、県及び他の公共団体等に係る事業で特に連絡調整を必要とするものについての分掌は、特命事項としてその都度市長が別に定める。

市長公室

参画協働課

- (1)～(4) (略)
- (5) 課の庶務に関すること。

広報広聴課 (略)

秘書課

- (1)～(8) (略)
- (9) 部内の総合調整に関すること。
- (10) 部及び課の庶務に関すること。

人権推進多文化共生課 (略)

企画財政部

企画政策課

- (1)～(4) (略)
- (5)～(13) (略)

財政課・ICT推進課 (略)

総務部

総務課～資産税課 (略)

市民環境部

生活安全課

(1)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

市民課 (略)

産業振興課

(1)～(17) (略)

(18) 川西市森林環境譲与税基金に関する
こと。

(19) (略)

文化・観光・スポーツ課

(1) 芸術及び文化の振興に関する
こと。

(2) 都市交流に関する
こと。

(3) 観光戦略の総合調整及び観光事
業に関する
こと。

(4) スポーツの推進に関する
こと。

(5) 自然歩道に関する
こと。

(6) 市立学校の体育施設開放事業に
関する
こと。

(7) キセラ川西プラザ(他部課に属
するものを除く。)
に関する
こと。

(8) 川西市知明湖キャンプ場に関す

財政課・ICT推進課 (略)

総務部

総務課～資産税課 (略)

市民環境部

生活安全課

(1)～(4) (略)

(5) 畜犬等(犬の登録及び狂犬病予
防注射を含む。)
に関する
こと。

(6)・(7) (略)

市民課 (略)

産業振興課

(1)～(17) (略)

(18) 川西市ふるさとづくり寄附金の
推進に関する
こと。

(19) 川西市ふるさとづくり基金に関
する
こと。

(20) (略)

ること。

(9) 川西市スポーツ推進委員に関する
こと。

(10) 川西市文化協会その他の団体に
関すること。

(11) 川西市観光協会その他の団体に
関すること。

(12) 川西市スポーツ協会その他の団
体に関すること。

(13) 公益財団法人川西市文化・ス
ポーツ振興財団に関すること。

(14) 川西市黒川里山センターに関す
ること。

(15) 川西市文化振興基金に関するこ
と。

(16) 課の庶務に関すること。

環境政策課

(1)～(8) (略)

(9) 畜犬等（犬の登録及び狂犬病予
防注射を含む。）に関すること。

(10) 課の庶務に関すること。

生涯学習課

(1) 社会教育に関すること。

(2) 生涯学習に関すること。

(3) 社会教育施設との連絡調整に関
すること。

(4) ユネスコ活動に関すること。

(5) 婦人会に関すること。

(6) 文化財に関すること。

(7) 川西市歴史民俗資料館に関する

環境政策課

(1)～(8) (略)

(9) 川西市森林環境譲与税基金に関
すること。

(10) 森林の保全に関すること

(11) 課の庶務に関すること。

こと。

(8) 川西市郷土館に関すること。

(9) 川西市文化財資料館に関する
こと。

(10) 児童・生徒に対する地域支援
施策（地域学校協働本部に関する
ことを除く。）の推進に関する
こと。

(11) はたちのつどいに関する
こと。

(12) 課の庶務に関すること。

生涯学習部

生涯学習政策課

(1) 社会教育施策の推進に関する
こと。

(2) 生涯学習施策の推進に関する
こと。

(3) 社会教育施設との連絡調整に
関すること。

(4) ユネスコ活動に関すること。

(5) 婦人会に関すること。

(6) はたちのつどいに関すること。

(7) アステ市民プラザに関する
こと。

(8) 部内の総合調整に関すること。

(9) 部及び課の庶務に関すること。

観光・文化財課

(1) 観光戦略の総合調整及び観光事
業に関すること。

(2) 自然歩道に関すること。

(3) 川西市知明湖キャンプ場に関する

ること。

(4) 川西市内の観光団体に関するこ
と。

(5) 川西市黒川里山センターに関す
ること。

(6) 文化財に関すること。

(7) 川西市歴史民俗資料館に関する
こと。

(8) 川西市郷土館に関すること。

(9) 川西市文化財資料館に関するこ
と。

(10) 課の庶務に関すること。

文化・スポーツ課

(1) 芸術及び文化の振興に関するこ
と。

(2) 都市交流に関すること。

(3) スポーツの推進に関すること。

(4) 市立学校の体育施設開放事業に
関すること。

(5) キセラ川西プラザ（他部課に属
するものを除く。）に関するこ
と。

(6) 川西市スポーツ推進委員に関す
ること。

(7) 川西市文化協会その他の団体に
関すること。

(8) 川西市スポーツ協会その他の団
体に関すること。

(9) 公益財団法人川西市文化・ス
ポーツ振興財団に関すること。

(10) 川西市文化振興基金に関するこ

美化衛生部

美化推進課 (略)

衛生管理課

(1) (略)

(2) し尿浄化槽清掃業の許可に関する
こと。

(3) し尿浄化槽に関すること。

(4)～(9) (略)

福祉部

地域福祉課

(1)～(17) (略)

(18)・(19) (略)

障害福祉課～介護保険課 (略)

こども未来部

こども政策課

(1)～(6) (略)

(7)～(9) (略)

と。

(11) 課の庶務に関すること。

美化衛生部

美化推進課 (略)

衛生管理課

(1) (略)

(2) し尿処理及び浄化槽に関する
こと。

(3)～(8) (略)

福祉部

地域福祉課

(1)～(17) (略)

(18) 住宅確保要配慮者に対する賃貸
住宅の供給の促進に関する法律
(平成19年法律第112号)に
基づく居住安定援助計画の認定
(居住安定援助の内容及び提供に
関する事項に限る。)に関する
こと。

(19)・(20) (略)

障害福祉課～介護保険課 (略)

こども未来部

こども政策課

(1)～(6) (略)

(7) 乳児等通園支援事業の認可に関
すること。

(8)～(10) (略)

(11) 児童・生徒に対する地域支援施
策(地域学校協働本部に関するこ

(10)・(11) (略)

こども支援課 (略)

こども若者相談センター

(1)～(7) (略)

(8) (略)

健康医療部

保健・医療政策課

(1)～(8) (略)

(9) 課の庶務に関すること。

医療助成・年金課・国民健康保険課

(略)

保険収納課

(1)・(2) (略)

(3) 部及び課の庶務に関すること。

都市政策部

都市政策課

(1)～(4) (略)

(5) 全国市町村再開発連絡協議会に
関すること。

(6)～(22) (略)

建築指導課

(1)～(7) (略)

(8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震診断及び耐震改修の認定等（住宅政策課に属するものを除く。）に関すること。

とを除く。）の推進に関するこ
と。

(12)・(13) (略)

こども支援課 (略)

こども若者相談センター

(1)～(7) (略)

(8) こども育成支援拠点に関するこ
と。

(9) (略)

健康医療部

保健・医療政策課

(1)～(8) (略)

(9) 部及び課の庶務に関すること。

医療助成・年金課・国民健康保険課

(略)

保険収納課

(1)・(2) (略)

(3) 課の庶務に関すること。

都市政策部

都市政策課

(1)～(4) (略)

(5)～(21) (略)

建築指導課

(1)～(7) (略)

(8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震診断及び耐震改修の認定等に関すること。

(9)～(12) (略)

(13) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等（住宅政策課に属するものを除く。）に関すること。

(14) (略)

(15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく除却の必要性に係る認定及び容積率の許可に関すること。

(16)～(30) (略)

住宅政策課

(1)・(2) (略)

(3) 住宅の耐震診断及び耐震改修の補助金等の交付に関すること。

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（住宅に関するものに限る。）に関すること。

(6)～(9) (略)

(9)～(12) (略)

(13) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。

(14) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。

(15) (略)

(16) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく除却の必要性に係る認定及び容積率又は各部分の高さの許可に関すること。

(17)～(31) (略)

住宅政策課

(1)・(2) (略)

(3)～(6) (略)

(7) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に

<p>(10) (略)</p> <p>資産活用課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>施設マネジメント課 (略)</p> <p>土木部</p> <p>交通政策課～道路整備課 (略)</p> <p>公園緑地課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公園（自然公園を含み、<u>市民環境部文化・観光・スポーツ課</u>に属するものを除く。）及び緑地に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 児童遊園地（<u>市民環境部文化・観光・スポーツ課</u>に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>会計課 (略)</p> <p>別表第1（第5条関係） （別紙1）</p> <p>別表第2（第5条関係） （別紙2）</p>	<p><u>基づく居住安定援助計画の認定（他部課に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>資産活用課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>町若しくは字の区域又はその名称の変更（他部課に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>施設マネジメント課 (略)</p> <p>土木部</p> <p>交通政策課～道路整備課 (略)</p> <p>公園緑地課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公園（自然公園を含み、<u>生涯学習部文化・スポーツ課</u>に属するものを除く。）及び緑地に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 児童遊園地（<u>生涯学習部文化・スポーツ課</u>に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>会計課 (略)</p> <p>別表第1（第5条関係） （別紙1）</p> <p>別表第2（第5条関係） （別紙2）</p>
--	---

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別紙1)

(改正前)

別表第1 (第5条関係)

出先機関を管轄する本庁機 関等	出先機関	事務分掌
(略)		
市民環境部	アステ市民プラザ	(略)
市民環境部文化・観光・ス ポーツ課	芸術・文化施設 〔キセラホール みつなかホール〕	(略)
	社会体育施設 〔市民運動場 市民体育館 総合体育館 弓道場 市民温水プール 都市公園のうち、東久代運動公園〕	(略)
市民環境部生涯学習課	郷土館	(略)
	文化財資料館	(略)
市民環境部	中央図書館	(略)
	公民館 〔川西公民館 川西南公民館 明峰公民館 多田公民館 緑台公民館 けやき坂公民館 清和台公民館 東谷公民館 北陵公民館〕	(略)

(略)

(別紙1)

(改正後)

別表第1 (第5条関係)

出先機関を管轄する本庁機関等	出先機関	事務分掌
(略)		
生涯学習部生涯学習政策課	アステ市民プラザ	(略)
生涯学習部文化・スポーツ課	芸術・文化施設 〔キセラホール みつなかホール〕	(略)
	社会体育施設 〔市民運動場 市民体育館 総合体育館 弓道場 市民温水プール 都市公園のうち、東久代運動公園〕	(略)
生涯学習部観光・文化財課	郷土館	(略)
	文化財資料館	(略)
生涯学習部	中央図書館	(略)
	公民館 〔川西公民館 川西南公民館 明峰公民館 多田公民館 緑台公民館 けやき坂公民館 清和台公民館 東谷公民館 北陵公民館〕	(略)

(略)		
-----	--	--

(別紙2)

(改正前)

別表第2 (第5条関係)

出先機関	出先機関の長	左の職位
(略)		
アステ市民プラザ	所長	課長
(略)		

(別紙2)

(改正後)

別表第2 (第5条関係)

出先機関	出先機関の長	左の職位
(略)		
アステ市民プラザ	所長	課長補佐
(略)		